機密性情報２

不登第１４号
平成２６年１月２９日

三重県土地家屋調査士会長　神　戸　照　男　殿

津地方法務局首席登記官（不動産登記担当）　所　　満

津地方法務局における登記相談事務の取扱いについて（依頼）

平素は，法務行政に関し格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて，当局の各登記所においては，不動産登記及び商業・法人登記の申請手続に関する相談に対応しているところですが，法務局にお越しいただいたお客様の順に対応しており，時間帯によっては，登記相談のお客様が集中してお待ちいただく時間が長くなるため，御不便をお掛けしている状況が少なからず生じております。

そこで，このような状況を改善し，お客様の利便性を向上させるため，平成２６年１月６日（月）から，当局全登記所において，一般の方から登記相談をお受けする場合には，事前に電話等による予約制を導入いたしましたので，お知らせします。

なお，貴会員からの照会については，下記のとおり取り扱うこととしましたので，貴会員の皆様にこの旨を周知していただきますようお願い申し上げます。

記

１　登記関係照会票の提出等

(1)　登記関係照会票（別紙様式）の提出による方法での照会をお受けします（原則として電話による照会はお受けできません。）。なお，登記関係照会票には，必ず照会者意見の記載をお願います。

(2)　あらかじめ相談日時を予約する方法で登記所において，照会をお受けします。

２　登記関係照会票の受付等

提出方法については，郵送・ＦＡＸ等でも差し支えありません。

なお，提出に際して口頭説明を行う必要がある場合等には，事前に電話等により相談日時の予約をお願いします。

３　回答

各登記所の相談担当者等から，原則としておおむね３日以内に回答します。